

## 中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、中華人民共和国（香港及びマカオを除き、以下「中国」という。）向けに輸出される活水産物について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条及び第5条に基づく衛生証明書の発行、第16条に基づく適合施設の認定並びに第21条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 中国向け輸出活水産物：我が国から中国に輸出される食用の活きている水産物（ただし、観賞魚及びえさ用水産物を除く。）
- (2) 養殖施設：中国向け輸出活水産物の養殖が行われる養殖場（中国向け輸出活水産物の包装（包装後選別等の行為により再包装する場合を含む。）及び保管（包装を開け、包装に変化がある場合に限る。）が併せて行われる施設を含む。）
- (3) 包装施設：中国向け輸出活水産物の包装又は保管施設であって養殖施設以外の施設
- (4) 認定施設：中国向け輸出活水産物の養殖施設又は包装施設であって、本要綱に基づき認定されたもの
- (5) 認定施設責任者：認定施設において本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (6) 輸出者：中国向け輸出活水産物を輸出しようとする者
- (7) 認定番号：農林水産省が認定施設の登録の際に発行する番号
- (8) 証明書：中国向け輸出活水産物のための輸出証明書
- (9) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (10) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (11) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (12) 証明書発行機関：加工流通課又は証明書を発行する機関として中国に登録された都道府県
- (13) 検査機関：都道府県又は目視検査を行う機関として別添1の手続に従い証明書発行機関により認定された機関
- (14) 水産部局：認定施設が所在する都道府県の水産部局
- (15) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

### 3 中国向け輸出活水産物を取り扱う養殖施設及び包装施設の要件

以下の要件を満たしていること。

#### (1) 養殖施設及び包装施設共通

ア 日本国内の法令を遵守して養殖・包装・保管していること。

イ 取り扱う輸出活水産物について、以下の全ての要件を満たしていること。

① 日本において食用水産物への使用が承認された薬品以外の薬品を使用していないこと。

② 異なる養殖場又は漁場の水生動物は、別々に包装し、異なる種類の水生动物は、独立して包装していること（該当する場合）。

③ 中国で規定されている基準値を超えるいかなる有毒有害物質も検出されていないこと。

④ 中国政府が輸入を認めている品目であること。

#### (2) 養殖施設

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき区画漁業の免許を受けた養殖場又は内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき指定養殖業の許可を受け、若しくは届出養殖業の届出を行っていること。

#### (3) 包装施設

ア 包装容器は、水漏れを生じるおそれがなく、新しく又は消毒処理がしてあり、内部包装は透明で、検査が容易であること。

イ 包装に使用する水、氷及びマット材は、衛生上問題ないものとして、動植物及び人間の健康を害する病原性微生物若しくは有害物質又は水域の生態環境を損なう可能性のある水生生物を含んでいるものを使用していないこと。

### 4 中国向け輸出活水産物の施設認定等手続

施設の認定、申請事項の変更、廃止、延長（以下「認定等」という。）は、以下の手続により行うものとする。認定等については、中国当局における手続が必要であり、完了まで数か月を要する場合があるため、申請者は、その旨を了承した上で申請を行うこと。認定等の申請において、中国当局における登録のために必要な資料の提出要請等が中国当局からあった場合、申請者は規制対策グループ及び加工流通課の求めに応じて、必要とされる追加資料の提出等を行うこと。なお、海外に在住する者が、認定等の申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ規制対策グループに提出し、当該代理人が申請を行うこと。

#### (1) 認定申請

施設の認定を希望する者は、手数料を納付の上（別添（別紙様式1 関連）に収入印紙を貼付する等）、別紙様式1を、規制対策グループへ提出すること。なお、申請は本要綱の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人が行うこと。申請にあたっては中国政府が輸入を認めている品目であることを中国当局HP（已准入水生动物国家或地区及品种名单）により確認すること。

なお、「中国向け輸出活水産物の養殖施設又は包装施設の認定及び登録申請受

付」(5 輸国第339号・5 水漁第154号輸出・国際局輸出支援課長・水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室長通知)に基づき認定申請を行った施設等については、新たに登録申請は要さず、本要綱4(1)の登録申請として扱われるものとする。

(2) 施設の認定要件の書類審査

規制対策グループは、施設認定申請書を受理した後、3の要件に適合しているかどうか書類審査を行うこと。

(3) 認定

規制対策グループは、書類審査の結果、問題がないと判断した場合は、別紙様式2-1に認定日、認定番号を記載し、認定したことを申請者宛てに通知すること。

(4) 中国当局への登録要請

ア 規制対策グループは(3)の認定施設について中国当局へ登録を要請する。

イ 中国政府による登録内容の審査の結果、問題ないとされた施設については、中国政府の施設認定リストに掲載され登録手続が完了となる。

ウ 規制対策グループは、登録手続が完了した施設について、当該認定施設の名称、認定番号等を認定施設リストに記載して農林水産省のホームページ上で公表する。当該施設が、中国政府の認定施設リストに掲載された時点をもって、中国向け製品の輸出ができることとなる。また、検疫条件等輸出にあたって別途条件が定められている場合は、その内容に従うこと。

エ 規制対策グループはイを確認した後、施設が中国政府の施設認定リストに掲載された旨を加工流通課へ連絡する。連絡を受けた加工流通課は、水産部局へ連絡する。

(5) 認定施設の変更申請

ア 認定施設責任者は、4(1)の申請事項について、別紙様式1(3.を除く。)の認定事項を変更しようとする場合は、別紙様式3に関係書類を添付して、規制対策グループへ申請すること。規制対策グループは、4(2)に準じて書類審査を行い、問題がないと判断した場合には、別紙様式2-2により、変更を承認することを申請者宛てに通知すること。なお、変更申請において品目を追加しようとする場合は、中国政府が輸入を認めている品目であることを中国当局ホームページ(已准入水生動物国家或地区及品种名单)により確認した上で申請すること。

イ 認定施設責任者は、アに掲げるもの以外の変更をしようとする場合には、変更の内容について、変更内容がわかる書類を添付して規制対策グループに報告すること。

ウ 規制対策グループは、アで変更申請が提出された施設について、中国当局に変更登録を要請する。

エ 中国での変更登録完了後の手続については、4(4)ウ及びエに準じて行う。

(6) 認定の廃止届出

認定施設責任者は、施設の廃止をしようとする場合は、別紙様式4を規制対策グループへ提出すること。

(7) 認定の延長申請

(4) ウの中国当局の認定施設リストにおける登録の有効期限(3年)の延長を希望する認定施設責任者は、登録の有効期間満了の2か月以上前に別紙様式5その他登録延長に際して中国当局から求められる資料等を規制対策グループに提出すること。

(8) 認定施設の廃止及び登録延長申請の通知並びに連絡

認定施設の廃止・登録延長申請の中国当局への通知及び申請者への連絡は、(4)に準じて行う。

(9) 認定施設の定期的な確認

証明書発行機関は、衛生証明書発行実績(輸出重量等)等を考慮し、必要に応じて認定施設に対し、3の要件を満たしていることの確認を実施し、確認結果を認定施設責任者及び規制対策グループへ通知すること。

中国当局から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、認定施設等の査察に関する要請があった場合等、規制対策グループ及び加工流通課は、必要に応じ水産部局に調査協力を求め、輸出者及び認定施設の調査、指導等を行う。

認定施設責任者は認定施設内における養殖、保管、包装等について、輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸送、保管等について責任を負うものとし、規制対策グループ、加工流通課及び水産部局の調査等に対して協力すること。

(10) 認定施設の認定の取消し

規制対策グループ及び証明書発行機関は、4(9)の結果、認定施設が中国の衛生要件に適合しないと判断した場合は、認定施設に対して次のいずれかの措置を講じることとする。

ア 改善指導

イ 証明書の発行停止

ウ 認定の取消し手続

証明書発行機関はイ又はウの措置を講じる必要があると判断した場合には、規制対策グループ及び加工流通課へその旨報告すること。

認定施設の認定取消しを行う場合、規制対策グループ及び加工流通課は協議を行うとともに、農林水産省のホームページ上の認定施設リストから削除し、中国政府に報告する。規制対策グループは認定施設の認定を取消した旨加工流通課へ連絡し、加工流通課は水産部局へその旨通知する。

5 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産物は、中国向け輸出活水産物とする。

6 証明書発行機関の登録手続

- (1) 都道府県は、証明書発行機関として登録手続を行うに当たり、別紙様式6により、証明書発行機関名(日本語及び英語)、所在地(日本語及び英語)及

び印章を加工流通課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき1つとすること。

- (2) 都道府県は、申請事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別紙様式7により、加工流通課長宛てに登録事項の変更を申請すること。
- (3) 加工流通課は、(2)の申請を受理した後、中国政府に当該証明書発行機関名、所在地及び印章の登録を要請する。
- (4) 加工流通課は、中国政府から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を農林水産省のホームページ上で公表する。なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続の完了とする。

## 7 証明書の発行

### (1) 証明書の申請

輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸出ごとに、次のアからオまでの書類を添付して、誓約事項を了承の上、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を電子納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程の別紙ZZ-01の3に規定する様式2を農林水産省輸出・国際局長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、同システムによる発行が行えない等の不測の事態が生じ、書面又は電子メールによる申請を行う場合にあっては、別紙様式8（日本語及び英語）及び別紙様式9（I～Vまでに英語で記入）にアからオまでの書類を添付し、証明書発行機関に申請するものとする。

証明書の発行手数料については、手続規程の第1の1の(2)ただし書に基づき、別紙様式8に収入印紙を貼付し、加工流通課に提出する。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合であって、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録が完了しているときは、農林水産省輸出・国際局長宛てに提出した委任状の写しを加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること（上記登録が完了していないときは、別紙様式10を加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。）。

ア 別紙様式8の記載内容が確認できる書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し、販売証明書等）

イ 中国政府の求めに応じ自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内（3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内）の検査結果の写し。なお、同一の漁場で生産された同一製品を検査結果の有効期間内に継続して輸出する場合には、本書類の添付を省略できる。

ウ 検査機関又は別添2に示す運用に基づく品質確認者が実施した目視検査実施報告書（別紙様式11）

エ 漁業法に基づく区画漁業の免許の写し（漁業法の規定が適用される水面で営まれる養殖業であり、証明書発行機関が加工流通課の場合に限る。）

オ 内水面漁業の振興に関する法律)に基づく指定養殖業の許可証又は届出養殖業の届出の写し(漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であり、証明書発行機関が都道府県の場合に限る。)

## (2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、中国向け輸出活水産物が次に掲げる要件全てを満たすときは、申請者に対し、証明書の発行を行う。なお、証明書発行機関は、申請書類の審査に当たり、必要に応じ輸出者に対して(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、中国向け輸出活水産物が以下の要件を満たすかどうかについて調査することができる。

ア 検査機関が別添3の1に従い、目視検査を行い、目視検査基準を満たしているものであること。ただし、別添2に示す運用に基づく手続を実施している場合、別紙様式11を提出することにより、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略することができる。

イ 出港前の貨物であること。

ウ 別紙様式8と添付書類の記載内容が合致していること。

エ (1)イに示す自主検査の結果が検査基準を満たしていること。

オ 中国政府が輸入を認めている品目であること。

カ 養殖で生産された場合には、次に掲げる養殖場において生産されていること。

① 漁業法に基づき区画漁業の免許を受けた養殖場又は内水面漁業の振興に関する法律に基づき指定養殖業の許可を受け、若しくは届出養殖業の届出を行った養殖場

② 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に即して特定疾病等に感染した場合の報告及びまん延防止措置を適切に講じると認められる養殖場

キ 二枚貝については、都道府県による監視の結果、出荷自主規制されていない海域で生産されたもの(監視対象種の可食部毒量が規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒:0.16mg OA当量/kg)以下)であること。

ク 別途通知する原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく出荷制限の指示の対象である地域及び魚種に該当しないこと。

ケ 別途通知する原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく避難の指示の対象である地域で、避難指示が発出されている期間内に生産、加工等された水産物でないこと。

## (3) 証明書の発行

証明書発行機関は、(2)に適合すると判断した場合、輸出者から提出のあった別紙様式9に必要事項を英語で記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを3年間保存する。

なお、「Num. Ref」については、証明書発行機関において独自に管理するものとする。

## (4) 目視検査の強化

畜水産安全管理課及び加工流通課は、別添2に示す運用に基づく手続を実施している場合であって、中国政府から同国内の動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生したときは、証明書発行機関に連絡し、同機関は検査機関による輸出の都度の目視検査をもって、別添3に掲げる目視検査基準を満たしていることを確認するものとする。

なお、畜水産安全管理課及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断した場合は、検査の強化等を解除することができる。

#### (5) 衛生管理等の確認

証明書発行機関は、輸出者に対し、中国向け輸出活水産物の衛生管理が適切に行われていること、別紙様式8の2(7)の要件を満たしていること等について、必要に応じ、現地確認を行うものとする。

なお、中国政府から同国内の食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した場合、加工流通課は必要に応じ、証明書発行機関等に調査協力を求めるとともに、養殖場の調査、輸出者への指導等を行う。輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸送、保管等について責任を負うものとし、加工流通課及び証明書発行機関等の調査等に対して協力しなければならない。

#### (6) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該申請の破棄の申請をすること。

ただし、一元的な輸出証明書発給システムを用いた方法以外の方法で申請した場合においては、当該証明書を返却するとともに、別紙様式12により、取消願を当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

#### (7) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該証明書の申請に係る中国向けに輸出される食用の活きている水産物の取引に関与した者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

#### (8) 証明書発行実績の報告

加工流通課は、証明書発行機関である都道府県に証明書発行件数等について報告を求めることができる。

## 8 受付時間等

- (1) 加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所に所在する窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室  
TEL 03-3501-1961

電子メールにより提出するときは、以下のメールアドレスに申請するものとする。

E-mail:export-certificate@maff.go.jp

- (2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所等必要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付するものとする。
- (3) その他の証明書発行機関への受付時間や申請方法については、水産庁及び当該証明書発行機関のホームページにおいて掲載する方法によるものとする。

## 9 その他

### (1) 輸出者の責務

ア 輸出者は、検疫条件等輸出にあたって別途条件が定められている場合は、その内容に従うこと。

イ 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び水産部局等の指示に従うこと。

ウ 輸出者は、中国の規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、中国向け輸出活水産物に関する自主的な管理に努めること。

### (2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、関係情報の共有や適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出活水産物に関する自主的な衛生管理に努めること。

### (3) 違反した中国向け輸出活水産物に対する対応

規制対策グループ及び加工流通課は、認定施設が中国向け輸出水産食品等の関連法規に違反した旨の連絡を中国当局から受けるなど、認定施設に関して中国向け輸出活水産物に問題が発生したときは、水産部局とともに、輸出者及び認定施設の調査及び指導等を行う。

なお、規制対策グループ及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断した場合は、検査の強化等の措置を解除することができる。

### (4) 中国当局との協議

規制対策グループ及び加工流通課は、検疫条件等輸出にあたって別途条件が定められている場合のほか、中国当局からの違反連絡等があったときは、中国側と協議の上、適切な措置を講じることとする。

附 則（令和7年4月1日付け6水漁第1924号）  
この通知は、令和7年4月1日から施行する。